

# 山形大学附属特別支援学校 いじめ防止対策基本方針

## いじめ防止対策推進法（抄）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## 1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳を保持することを目的に、本校は、設置者である山形大学（以下 運営部）、保護者、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

## 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に規定する「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話、SNS等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

### <いじめの態様>

県の基本方針により、具体的ないじめの態様は、次のとおり示されている。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話(スマートフォンを含む)、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### 3 重大事態の定義と対応

#### いじめ防止対策推進法（抄）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### (1) 重大事態とは

法第28条の規定に基づき、山形大学長（以下「学長」という。）又は校長が次に掲げる場合に該当すると判断したものをいう。

- ① いじめにより附属学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより附属学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合とは>

- ア 児童生徒が自殺を図った場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

<相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合とは>

不登校の定義を踏まえ、年間30日欠席を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合は、当該目安にかかわらず、学長又は校長の判断により、重大事態として扱う。

#### (2) 重大事態発生時の対応

運営部が策定した「山形大学附属学校（園）重大事態対応フロー図」（7ページ参照）に従って対応する。

<設置者が調査主体となる場合>

- ① 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止には必ずしも十分な結果を得られないと運営部が判断する場合。
- ② 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合。

#### <重大事態の調査組織の構成>

- ① 弁護士、精神科医、学校経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ② 学校が調査主体となる場合の調査組織の構成については、第三者のみで構成するか、既存の「学校のいじめ防止等の対策音のための組織」に第三者を加える体制とするかなど、運営部が適切に判断する。

#### <その他>

- ① 保護者対応については、運営部と協議の上、対処の仕方を決める。
- ② マスコミ対応については、運営部と協議の上、対処の仕方を決めて、窓口を教頭に一本化する。
- ③ 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするために調査する。
- ④ 調査結果に基づいて、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を報告する。
- ⑤ いじめを受けた児童生徒・保護者といじめを行った児童生徒・保護者双方への支援を行う。
- ⑥ 正常な学校教育活動を維持するために、関係した児童生徒への心のケアを大学のスーパーバイザーの協力を得ながら行っていく。

#### 4 学校に置く「学校いじめ対策組織」

- (1) 組織の名称：「いじめ防止対策委員会」
- (2) 構 成 員：校長、教頭、教務主任、各学部主事、生徒指導主事、学識経験者
- (3) 会 議 日：定例会（年3回）、臨時会（いじめ発生時に開催）
- (4) 内 容：学部からの情報、アンケートの結果をもとに、学部の情報交換を行い、いじめの防止策や対策を考える。
- (5) 報 告：定期的に審議内容を運営部に報告し、運営部は必要に応じて学長に報告する。

#### 5 いじめ発生時の対応

##### (1) いじめの事実確認（いじめられた側に立って）

###### ① 情報収集の内容

日時、場所、被害者、加害者、その他関係者、内容・状況

###### ② いじめ発生時の初期対応

ア 校長のリーダーシップの下、組織的に動く。

イ 事実関係の把握は、はじめに担当が行い、その後、必要に応じて複数の者で正確かつ迅速に行う。

ウ 事実関係の聞き取りは、被害者、被害者の周囲にいる者、加害者、加害者の周囲にいる者等、分けて行う。

- エ 聴取や把握内容、対応の経過等の記録をとり、運営部への報告・連絡・相談を円滑に行い、緊密な連携を図る。
- オ 保護者、関係機関等と適切な連携を図る。
- カ 保護者からの訴えを受けた場合は、謙虚に担任及び関係者が対応し、保護者の気持ちを汲み取りながら丁寧な事実関係の把握に努めるとともに迅速な対応を行う。
- キ いじめの事実が発覚した際には、個人情報の取扱に留意しつつ、正確な情報公開、説明責任を果たすように対応する。

### ③ 臨時いじめ防止対策委員会

- ア いじめの内容を共有し、当該学部を中心に対策の計画を策定する。
- イ 児童生徒本人への聞き取り・指導、保護者への連絡・対応、必要に応じて関係機関への連絡などの対応を行う。

## (2) いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援

- ① いじめを受けた児童生徒の心情に寄り添いつつ、全教師で協力して当該児童生徒の安全を確保することはもちろん、徹底して守り通すこと等を伝え、不安を取り除く。
- ② 保護者に対しては学部主事と担任で対応し、面談を通して現状の報告と今後の対応について説明する。
- ③ 保護者の考えや問題としていることを確認し、対応を即答できれば伝える。いじめ防止対策委員会に相談が必要な場合は、相談の上後日必ず連絡する。

## (3) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

- ① 事実を確認し、いじめを受けた児童生徒の心情が理解できるように努め、二度と繰り返さないように指導する。
- ② 保護者に対しては学部主事と担任で対応し、面談を通して事実の報告を丁寧に行う。また、今後の対応について理解を求め、本校とともに協力しながら解決していくように促す。

## (4) 所轄警察署との連携

- ① 必要に応じて、山形警察署生活安全課に連絡をとる。(Tel.023-627-0110：内線 283)
- ② 緊急な場合は、警察及び救急車に連絡をとる。

## (5) 出席停止制度の適切な運用等その他いじめ防止等に関すること

学校教育法第 35 条に定める出席停止制度を、次のとおり適切に運用する。

- ① 児童生徒の安全を確保し教育を受ける権利を保障するために、いじめを行った児童生徒の出席停止の措置等について運営部と協議する。
- ② ただし、その場合は、あらかじめ保護者の意見を聴取し、理由及び期間を記載した文書を交付するものとする。
- ③ また、出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じ、家庭の協力も得ながら、立ち直りを支援していくものとする。

- ④ 必要に応じて、運営部と相談の上、警察、医療機関、児童相談所、教育センターなどの外部機関と連携し、指導、助言又は支援を依頼する。

## (6) いじめの解消について

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する

## 6 いじめ防止対策の基本方針

### (1) 道徳教育の充実

全教育活動を通して、他者を思いやる心や正義を大切にするなど誠実な社会性を育み、いじめを許さない集団づくりに努める。

### (2) 早期発見のための手立て

- ① 学校生活における児童生徒の変化・サインを見逃さないように、教師間の情報交換を密に行う。
- ② 全教育活動を通して、児童生徒一人一人の学校生活の状況や気持ちの理解に努める。
- ③ 家庭でもいじめのサインを見逃さないようにし、常に本校に相談できるように保護者との信頼関係構築に努める。

### (3) 相談体制の整備

- ① 各学部の打ち合わせ時に、児童生徒の様子について共通理解を図り、いじめやいじめにつながることはないか確認する。
- ② 年2回、教師、保護者は「いじめ早期発見チェックリスト」、児童生徒は「いじめ発見調査アンケート」を記入し、いじめの早期発見に努める。
- ③ ケースに応じて、学識経験者と連携し、より専門的な相談活動を可能にする。
- ④ 情報をキャッチした教師は、すぐに、当該学部主事に相談し、学部主事は教頭と生徒指導主事に報告する。臨時に「いじめ防止対策委員会」を開き、組織的に対応する。

#### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ① インターネットを通して行われるいじめについて情報収集に努め、児童生徒や保護者に対していじめ防止の啓発を図る。
- ② 教師自身が、インターネットなど情報化社会に対応できるように研修を積む。
- ③ 情報モラルやインターネットに関わるルールについて、児童生徒とともに学ぶ機会づくり、保護者を巻き込みながら適切な利用について促す。
- ④ 専門家を招き、児童生徒・保護者・教師向けの研修会を実施する。

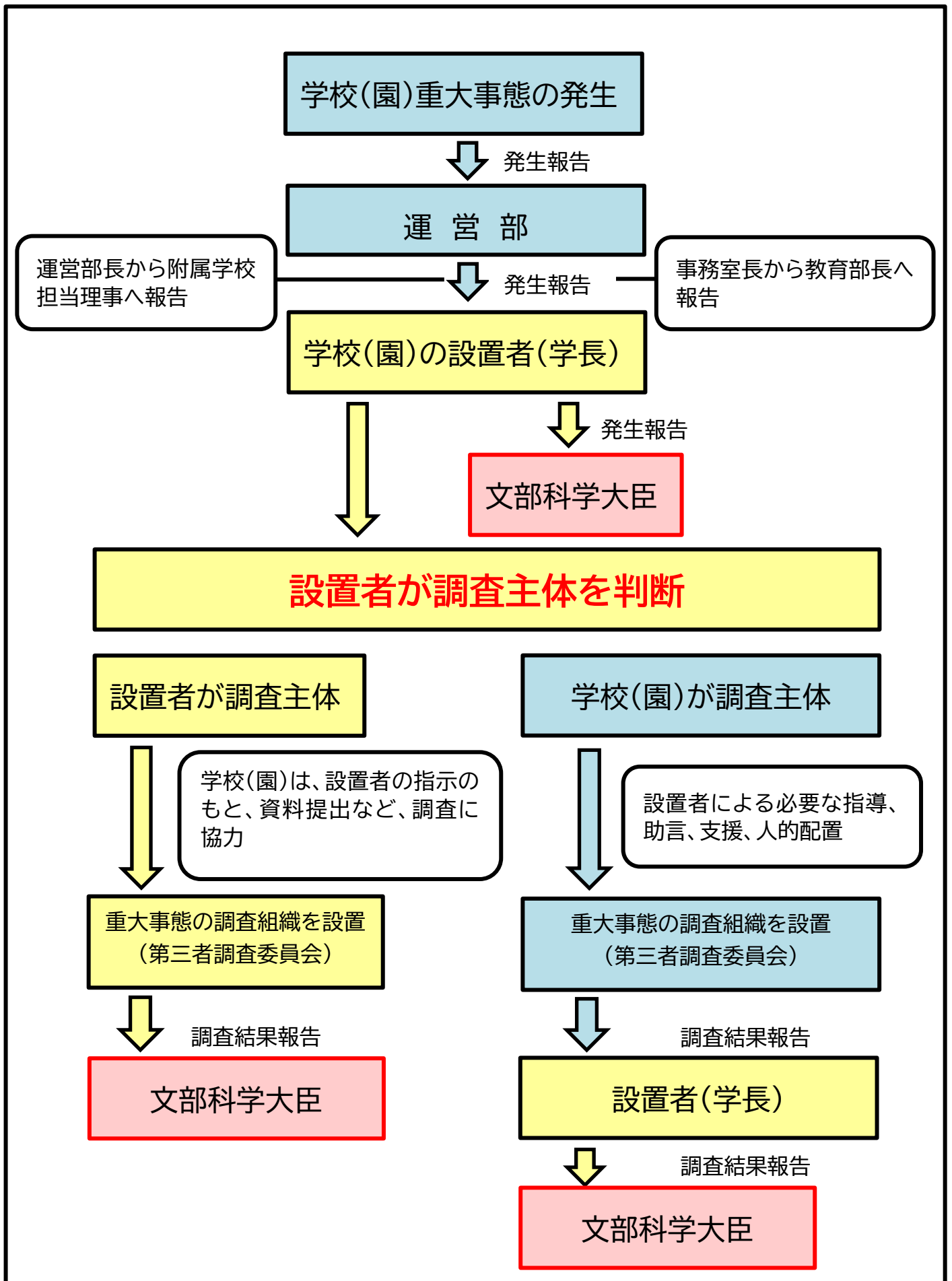
#### 附則

平成26年4月1日策定

平成30年3月9日改訂

令和3年2月1日改訂

令和6年4月5日改訂



山形大学附属学校(園)重大事態対応フロー図